

改正案	現行
<p>（形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税） 第七十三条の七 道府県は、次の各号に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>二の二 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第二百二十六条（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号。以下本号及び第六百九十九条の四第二項第三号において「更生特例法」という。）第百九十九条又は第百六十条の百二において準用する場合を含む。）<u>、更生特例法第十一条（更生特例法第百十八条において準用する場合を含む。）又は更生特例法第十八条の九（更生特例法第百六十条の百一において準用する場合を含む。）の規定により更生計画において会社、協同組織金融機関（更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。以下本号及び第六百九十九条の四第二項第三号において同じ。）又は相互会社（更生特例法第二条第六項に規定する相互会社をいう。以下本号及び第六百九十九条の四第二項第三号において同じ。）から新会社、新協同組織金融機関又は新相互会社に移転すべき不動産を定めた場合における新会社、新協同組織金融機関又は新相互会社の当該不動産の取得</u></p>	<p>（形式的な所有権の移転等に対する不動産取得税の非課税） 第七十三条の七 道府県は、次の各号に掲げる不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>二の二 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）第二百二十六条（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号。以下本号及び第六百九十九条の四第二項第三号において「更生特例法」という。）第百九十九条において準用する場合を含む。）<u>又は更生特例法第十一条（更生特例法第百十八条において準用する場合を含む。）の規定により更生計画において会社又は協同組織金融機関（更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。以下本号及び第六百九十九条の四第二項第三号において同じ。）から新会社又は新協同組織金融機関に移転すべき不動産を定めた場合における新会社又は新協同組織金融機関の当該不動産の取得</u></p>

三〇七七 (略)

(自動車取得税の非課税)

第六百九十九条の四 (略)

2 道府県は、次に掲げる自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

一・二 (略)

三 会社更生法第二百二十六条(更生特例法第百十九条又は第百六十条の百一において準用する場合を含む。)、更生特例法第百一十條(更生特例法第百八条において準用する場合を含む。)、又は更生特例法第百八条の九(更生特例法百六十条の百一において準用する場合を含む。)(の規定により更生計画において会社、協同組織金融機関又は相互会社から新会社、新協同組織金融機関又は新相互会社に移転すべき財産を定めた場合における新会社、新協同組織金融機関又は新相互会社の自動車の取得

四〇七八 (略)

3 (略)

附則

(不動産取得税の非課税)

第十條 (略)

二〇七八 (略)

9 道府県は、保険業法第二百六十条第六項に規定する承継保険会社

三〇七七 (略)

(自動車取得税の非課税)

第六百九十九条の四 (略)

2 道府県は、次に掲げる自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。

一・二 (略)

三 会社更生法第二百二十六条(更生特例法第百十九条において準用する場合を含む。)、又は更生特例法第百一十條(更生特例法第百八条において準用する場合を含む。)(の規定により更生計画において会社又は協同組織金融機関から新会社又は新協同組織金融機関に移転すべき財産を定めた場合における新会社又は新協同組織金融機関の自動車の取得

四〇七八 (略)

3 (略)

附則

(不動産取得税の非課税)

第十條 (略)

二〇七八 (略)

(新設)

が、保険契約者保護機構の同法第二百七十条の三の二第六項の規定による同項第二号の決定を受けて行う破綻^{たん}保険会社（同法第二百六十条第二項に規定する破綻^{たん}保険会社をいう。次項において同じ。）の保険契約の移転に係る移転契約に基づいて不動産を取得した場合には、当該決定が平成十四年三月三十一日までになされたときに限り、第七十二条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

10) 道府県は、保険業法附則第一条の二の三第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第一条の二の四第一項第一号に規定する保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻^{たん}保険会社、同法第二百七十条の三の六第一項第一号に規定する協定承継保険会社又は同法第二百七十四条第九項に規定する清算保険会社の資産の買取りにより不動産を取得した場合には、当該委託の申出が平成十四年三月三十一日までになされたときに限り、第七十二条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（特別土地保有税の非課税）

第三十一条の二（略）

第三十一条の二の二 市町村は、土地の取得で附則第十条第六項若しくは第八項から第十項まで又は第十一条第十九項若しくは第二十七項の規定の適用がある取得に該当するものに対しては、第五百八十

（新設）

（特別土地保有税の非課税）

第三十一条の二（略）

第三十一条の二の二 市町村は、土地の取得で附則第十条第六項若しくは第八項又は第十一条第十九項若しくは第二十七項の規定の適用がある取得に該当するものに対しては、第五百八十五条第一項の規

2
(略)
五条第一項の規定にかかわらず、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。

2
(略)
定にかかわらず、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。